

会計・簿記・経営・経済・法律・税務

中央経済社

東京・千代田・神保町1の53

TEL (294) 2 8 0 1 - 5

# 財政学原論

土方成美著

---

中央経済社

略 歴

明治二十三年七月 兵庫県姫路市ニ生ル  
 大正四年六月 東京大学法学部経済学科卒  
 大正六年二月 東京大学助教  
 大正六年十月—大正十年二月 米、英、仏、独  
 留学  
 大正十三年五月 東京大学教授（経済学部）  
 大正十三年九月 経済学博士  
 昭和五年三月—昭和六年一月 欧州視察旅行  
 昭和八年四月—昭和十二年三月 東京大学経済  
 学部長  
 昭和十四年二月 東京大学退職  
 昭和十六年四月 中央大学講師  
 昭和十九年七月 中央大学教授、経済学部長  
 二十三年一月退職、二十六年十月教授復職現  
 在 独協大学教授  
 千葉商科大学教授  
 中央大学名誉教授  
 著 書（比較的古いものゝ）  
 財政学の基礎概念 大正十三年 岩波  
 わが国民経済と財政 大正十五年 日本  
 日本経済研究 昭和三年 日本評論  
 国民所得の構成 フアツリズム 昭和七年 岩波書店  
 経済学 昭和十一年 日本評論社  
 新版経済学入門 昭和二十五年 千倉書房

昭和三十三年十一月三十日 初版発行  
 昭和四十六年十二月三十日 二十一版発行

財政学原論 定価九五〇円

著 者 土 方 成 美

発 行 者 渡 辺 正 一

印刷者 堀 内 文 治 郎

発 行 所 株式 中央 経 済 社

東京都千代田区神田神保町一の三十一の二  
 電話（二九三）三三七（代）  
 振替口座・東京八四三二

## は し が き

財政学に関する私の著述の数も相当になり、特に教科書用の概論を書くことも久しいものである。それにもかかわらず、何時までたっても、自分にとって、いささか満足だという書物が書けない。その原因は、もとより自分の不勉強、努力の足りないことにあるが、また一面、対象（財政現象）の移り変りの目まぐるしいこと、財政現象分析方法の変遷によることもあると思う。

特にケインズ経済理論の出現以来、従来の公共需要の充足のための「財政」という考え方に対して、経済政策の一部門としての「財政政策」という考え方が一般に行われるようになった。

この何れの見解が財政現象の分析について適當であるかは、未だに終局的に解決されていない。本書では、この両者の見解を採り入れて、出来るだけ、その折衷調和を試みた。これが本書の特色といえは特色といえるわけである。従来刊行している財政学の著述とちがって、本書では、この二つの考え方をどう調和するかに重点を置いて、特に総論の部分で新たに執筆したところが多い。租税制度その他についても出来るだけ現在または現在に近い制度を紹介することに骨を折った。しかし、走馬燈のように移り替る租税制度、財政制度を追駆けることは容易なことではない。なお古い状態の叙述に留まっているところも少なくないと思う。特に財政の史的考察については、発展段階説によって記述しており、且つ日本の発展を述べていないのは、自らもっとも遺憾とする点である。この点は、他日書き改めたいと思っているが、段階説も一つの考え方であると思って省略しないで残した。

は し が き

大方読者の叱正をお願いする。

本書刊行について中央経済社の岩野治雄君を煩わすところが多大であった。末筆ながら、これを記していささか謝意を表する。

昭和三十三年十一月

土 方 成 美

# 目次

|        |     |
|--------|-----|
| 第一編 総論 | (三) |
|--------|-----|

|        |     |
|--------|-----|
| 第一章 財政 | (三) |
|--------|-----|

- 一 個人需要と共同需要 (三)
- 二 権力(政治)団体 (五)
- 三 財政と家計 (七)
- 四 財政の国民経済調節機能 (二〇)
- 五 財政と政治 (二二)

|             |     |
|-------------|-----|
| 第二章 財政の史的発展 | (三) |
|-------------|-----|

- 一 官有地収入時代 (三)
- 二 特権収入時代 (二七)
- 三 租税収入時代 (二九)
- 四 財政の社会政策時代 (三三)
- 五 財政による国民経済の調節時代 (四四)

|                  |     |
|------------------|-----|
| 第三章 財政学並びに財政学の歴史 | (六) |
|------------------|-----|

- 一 財政学以前 (六)
- 二 官房学派 (七)
- 三 重農学派 (二六)
- 四 自由主義学派 (二九)
- 五 現代 (三三)

|              |      |
|--------------|------|
| 第四章 財政学と財政政策 | (三四) |
|--------------|------|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 一 財政学？ 財政政策？（機能財政の理論）    | (三) |
| 二 科学としての財政学の地位           | (三) |
| 第五章 均衡財政、不均衡財政           | (三) |
| 一 均衡財政論の根拠               | (三) |
| 二 不均衡財政の理論               | (四) |
| 三 ケインズ理論の實際的影響           | (五) |
| 第六章 財政と国民経済              | (七) |
| 第一節 国民経済における循環と財政        | (七) |
| 一 財政と国民経済循環              | (七) |
| 二 財政資金の循環                | (八) |
| 三 各種の政府予算                | (九) |
| 第二節 財政と国民所得、国民貴蓄ならびに国民投資 | (五) |
| 一 古典学派の見解                | (五) |
| 二 貯蓄投資機構と財政              | (五) |
| 第三節 国民所得と国民支出と財政         | (六) |
| 一 サミュエルソンの見解             | (六) |
| 二 コラムの見解                 | (六) |
| 三 国民所得に対する財政収支の比重の増大     | (六) |
| 第四節 政府予算と国民経済予算          | (六) |
| 第七章 財政政策                 | (七) |
| 第一節 財政政策の目標              | (七) |
| 一 目標の変遷                  | (七) |
| 二 財政目的                   | (七) |
| 三 自由目的                   | (七) |
| 四 厚生目的                   | (七) |
| 五 公正目的                   | (七) |

|                                                 |      |
|-------------------------------------------------|------|
| 第二節 財政政策とその他の經濟政策……………                          | (七)  |
| 一 財政政策と金融政策(七)    二 財政政策と外国貿易政策(八)              |      |
| 第三節 民主国家における財政政策の決定……………                        | (八)  |
| 第二編 歳 出……………                                    | (八)  |
| 第一章 経費の種類……………                                  | (八)  |
| 一 行政目的から見た経費の分類(八)                              |      |
| (1) 防衛費(八)                                      |      |
| (2) 社会的経費(九)                                    |      |
| (3) 經濟的経費(九)    二 經常費、臨時費(九)                    |      |
| 三 景氣變動に関連する経費の分類(九)                             |      |
| 四 生産的経費、不生産的経費(九)    五 人件費、物件費(九)               |      |
| 六 投資的経費、消費的経費(九)                                |      |
| 七 消耗的経費或いは非移転的経費、移転的経費(九)                       |      |
| 八 国費、地方費(九)                                     |      |
| 第二章 経費の変遷と膨脹……………                               | (一〇) |
| 一 経費の比重の変遷(一〇)    二 経費膨脹の趨勢(一〇)                 |      |
| 三 實質的膨脹の原因(一〇)                                  |      |
| 附 兵器、戦術の発達と社会生活並びに共同需要(一〇)                      |      |
| 第三章 経費の支出と国民經濟……………                             | (一一) |
| 一 経費支出の經濟的影響に関する見解の変遷(一一)    二 経費の支出増加と国民所得(一二) |      |
| 三 経費の支出増加と物価(一二)    四 経費の支出増加と國際貸借(一二)          |      |

|                  |                    |                       |                  |             |               |                 |                  |
|------------------|--------------------|-----------------------|------------------|-------------|---------------|-----------------|------------------|
| 五 均衡財政の乗数効果 (二三) | 六 財政による景気調整政策 (二三) | 七 調整政策とインフレーション (二四〇) | 八 各種経費支出の影響 (二三) | (一) 戦費 (二三) | (二) 移転経費 (二三) | (三) 不況克服支出 (二三) | 九 経費に関する原則 (二四四) |
|------------------|--------------------|-----------------------|------------------|-------------|---------------|-----------------|------------------|

### 第三編 歳入…………… (二三)

#### 第一章 総論…………… (三九)

|              |              |               |
|--------------|--------------|---------------|
| 一 歳入の種類 (三九) | 二 歳入の変遷 (四一) | 三 わが国の歳入 (四二) |
|--------------|--------------|---------------|

#### 第二章 租税総論…………… (四四)

##### 第一節 租税…………… (四五)

|               |                  |                         |                 |               |
|---------------|------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 一 租税とは何か (四四) | 二 租税の本質(根拠) (四五) | 三 資本主義の各段階と課税原則の推移 (四五) | 四 租税に関する術語 (四五) | 五 租税の目的 (二五七) |
|---------------|------------------|-------------------------|-----------------|---------------|

##### 第二節 理想的租税制度(租税原則)…………… (五九)

|                |             |                   |                    |              |                       |                     |                 |                    |                      |                 |
|----------------|-------------|-------------------|--------------------|--------------|-----------------------|---------------------|-----------------|--------------------|----------------------|-----------------|
| 一 租税原則の意味 (五九) | 二 財政原則 (六〇) | (一) 収入充分の原則 (二六〇) | (二) 収入弾力性の原則 (二六〇) | 三 公正の原則 (六一) | (一) 負担普遍(一般)の原則 (二六一) | (二) 租税負担均等の原則 (二六二) | 四 国民経済的原則 (二六三) | (一) 元本不可侵の原則 (二六三) | (二) 生産流通不妨害の原則 (二六五) | 五 財務行政の原則 (二六六) |
|----------------|-------------|-------------------|--------------------|--------------|-----------------------|---------------------|-----------------|--------------------|----------------------|-----------------|

|                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| (1) 確実性の原則 (二六)              | (2) 便宜の原則 (二六)          |
| 第三節 租税体系 (課税物件の選択) .....     | (二六)                    |
| 一 単税論と複税論 (二六)               | 二 収入(得)税と所有税 (二七)       |
| 第四節 租税の種類 .....              | (二七)                    |
| 一 直接税、間接税 (二七)               | 二 人税、物税 (二七)            |
| 四 国税、地方税 (二七)                | 五 従量税、従価税 (二八)          |
| 七 内国税、関税 (二八)                | 八 経済上の作用から見た租税の種類 (二八)  |
| 第五節 課税の分化 .....              | (二八)                    |
| 一 所得の使途による課税の分化 (二八)         | 二 各種の消費支出に対する課税の分化 (二八) |
| 三 所得の源泉による課税の分化 (二八)         | 四 不勞利得の重課 (二九)          |
| (二九)                         | 六 變動所得に関する考慮 (二九)       |
| 第六節 税率 (所得の額による課税の分化) .....  | (二九)                    |
| 一 税率の種類 (二九)                 | 二 比例税の論拠 (二九)           |
| (1) 補償説 (二九)                 | (2) 均等犠牲説 (二九)          |
| (100)                        | (3) 最少犠牲説 (二九)          |
| び (二九)                       | 四 累進税の適用 (二九)           |
| 第七節 租税の転嫁並びに帰着 .....         | (三〇)                    |
| 一 転嫁、帰着、還元 (三〇)              | 二 転嫁学説 (三三)             |
| (2) アダム・スミス並びにリカードの転嫁学説 (三三) | (1) 重農学派の転嫁学説 (三三)      |
|                              | (3) 租税分布説 (三五)          |

|                                |                       |                    |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 三 転嫁を左右する条件 (三六)               | 四 諸般の事情 (三三)          | 五 各種租税の転嫁 (三四)     |
| 第八節 租税転嫁の総括(巨視)的考察.....        | (三三)                  |                    |
| 一 間接税 (三三)                     | 二 企業利潤税 (三四)          |                    |
| 第九節 租税の国民経済に及ぼす影響.....         | (三七)                  |                    |
| 一 消費に及ぼす影響 (三七)                | 二 貯蓄に及ぼす影響 (四〇)       | 三 投資に及ぼす影響 (四二)    |
| 四 物価に及ぼす影響 (四三)                | 五 企業形態等に及ぼす影響 (四四)    | 六 租税による景気調整 (四五)   |
| (1) インフレーションの抑圧を目的とする租税政策 (四五) | (2) 不況克服のための租税政策 (四六) | 七 租税制度の自動安定装置 (四七) |
| 第三章 租税各論.....                  | (三五)                  |                    |
| 第一節 収入(得)税.....                | (三五)                  |                    |
| 一 所得税 (三五)                     | 二 法人税 (三六)            | 三 収益税 (三六)         |
| (2) 地租 (三七)                    | (3) 家屋税 (三七)          | (4) 営(事)業税 (三七)    |
| (三七)                           | (1) 相続税 (三七)          | (2) 戦時(超過)利得税 (三八) |
| (二六)                           | (4) 財産増価税 (二九)        | (3) 土地増価税          |
| 第二節 所有税.....                   | (二六)                  |                    |
| 一 財産税 (二六)                     | (1) 形式的財産税 (二六)       | (2) 実質的財産税 (二六)    |
| 税 (三〇〇)                        | 三 固定資産税 (三〇四)         | 二 遺産               |

|                      |      |
|----------------------|------|
| 第三節 支出税              | (三〇) |
| 一 使用税 (三〇五)          |      |
| 二 消費税 (三〇六)          |      |
| 三 日本における消費税 (三〇七)    |      |
| 四 関税 (三二)            |      |
| 第四節 流通税              | (三二) |
| 一 総説 (三二四)           |      |
| 二 日本における流通税 (三二五)    |      |
| 三 商品取引税 (三二七)        |      |
| 附 日本の租税 (三二八)        |      |
| 第四章 公 債              | (三三) |
| 第一節 総 説              | (三三) |
| 第二節 募債の誘因            | (三三) |
| 一 戦争 (三三七)           |      |
| 二 非常災害支出 (三三九)       |      |
| 三 官公企業の投資 (三四〇)      |      |
| 四 通常の資本支出 (三四〇)      |      |
| 五 不況の到来 (三四一)        |      |
| 六 退職金の支払 (三四二)       |      |
| 第三節 公債の種類            | (三四) |
| 一 自由公債、強制公債 (三四)     |      |
| 二 確定公債、流動公債 (三四)     |      |
| 三 財政公債、行政公債 (三四)     |      |
| 四 年金公債 (三四)          |      |
| 五 永遠(利息)公債、有期公債 (三四) |      |
| 六 内国債、外国債 (三四)       |      |
| 七 生産公債、不生産公債 (三四)    |      |
| 第四節 公債の管理            | (三四) |
| 一 発行のルート (三四)        |      |
| 二 発行価格並びに利率 (三四)     |      |
| 三 公債市価の維持 (三四)       |      |
| 四 借替 (三四)            |      |
| 五 償還 (三四)            |      |

第五節 公債と経済市場 ..... (二四七)

第六節 公債の累積と国民経済 ..... (二五二)

一 公債累積の影響 (二五二)      二 公債の累積と租税負担 (二五〇)

第四編 財政政策と雇傭 ..... (二六一)

一 均衡財政の場合 (二六一)      二 信用手段によって歳出を増加する場合 (二三二)      三 歳出不

変減税の場合 (二三二)      四 歳出、租税収入共に動く場合 (二三三)      五 比例的所得税の場合

(二三六)      六 純租税負担が変化しないで租税の再分配が消費の変化を起す場合 (二三六)      七 間

接税の場合 (二三九)      八 輸出入貿易を考慮した場合 (二七〇)

索引 ..... (巻末)

財  
政  
學  
原  
論



# 第一編 総論

## 第一章 財政

一 個人需要と共同需要 財政が何であるかを、正確に且つ簡潔に定義することは、相当にむずかしいことであるが、叙述の手がかりとして、伝統的な考え方を基礎にしていえば、「権力団体が社会共同の欲求を充足するための経済」ということが出来る。個人がこの世の中で他人と共に社会生活をする上において、個人個人単独でも充足して行ける欲求、例えば衣食住に関する普通の欲求と、社会共同の協力でなければ充足出来ない欲求とがある。前者について、例えば食物に対する欲求は、個人が自分で田を耕し、稲を栽培して充足することも出来るし、また稲を栽培する農夫から、めいめいが、米を買入れて欲求を充足することもできる。

これに対してわれわれの社会生活には、共同の欲求がある。——これを共同の需要とか公共需要というが、共同需要とは、社会共同の力でなければ充足出来ない欲求か、または、社会全体が共同に充足する方が、個人個人単独で充足するよりも、よりよく充足出来る欲求である。この後の方は暫く別として、社会共同の力でなければ充足出来ない需要としては、先ず自然界の危害、外敵から身を守るといったことについての欲求がある。

孤独な生活は、人間界、自然界の危害から身を守る所以ではない。人間の社会生活にはたえず、われわれの生命、財産を脅かす危険な人物・民族がおり、その外にわれわれの周囲には猛獣毒蛇、地震、雷、火事(風の害)、台風、洪水と自然界の危害も数

多くある。人間は本来、他人と共に社会生活をするように生みつけられている。人間の共同生活が共同需要を生むばかりではなく、「旅は道連れ世は情け」で、共同の欲求の必要から、共同の社会に結合する面もある。

ところで、どんな人々が集って共同の社会生活をするかといえば、夫婦、親子、兄弟といった、血のつながり、自然的な愛情を持つものの集り、すなわち、家族や氏族の共同体（ゲマインシャフト *Gemeinschaft*）が、もともと自然的且つ原始的な社会生活の形であるといわれよう。ベルグソンも、人間は元来小社会に生れついているといっている。しかし、家族、氏族の小さな共同生活では、なかなか防ぐことの出来ない人間界や自然界の危害がある。山奥の人里離れた生活では、人は火を燭して連絡をとる。人生の行路は淋しく心細い。そこで、家族、氏族が集って生活し、さらにそれ以上の大社会に結合しなければ、その安全が保てない。また防衛以外のもっと積極的な仕事をする、例えば、大きな平野を耕すことの出来るように河の堤防を築く、崇仏のために堂塔伽藍を建設し、都を営むといった仕事も、多くの人の労働を必要とし、とても、小さな家族や氏族社会の別々な労働では出来るものではない。共同の利益のために、ゲマインシャフト以上の大社会（ゲゼルシャフト *Gesellschaft*）に結合する。

家族や氏族以上の大社会は、必ずしも愛情でつながっているものではない。時として反感や恐怖でつながっている。いな、大社会ばかりではなく、小さな夫婦の結合さえ時として反感でつながっている。啄木の歌に「猫を飼へば、その猫がまた争の種となる、かなしきわが家」というのがある。況んや、家族、氏族以上の大社会においてはそうである。今日、都会の電車の中などで人々が接触する時、愛情でつながる場合はむしろ稀であり、多くの場合反感でつながっている。啄木の「日毎逢ふ電車の中の小男の稜ある眼この頃気になる」などは、まだまだ穏やかな方である。気に喰わぬ、気障な奴、無礼な男といった反感でつながっている場合が多い。そこで、何かのきっかけで、例えば足を踏むといったことから、「気をつけろー」といった風に鬨争に転